

・ 國際労働會議対策指令 ④

「方針」

(1) 國際労働會議代表選出権を実施すること。

(2) 會議の正体を察知し、これを大衆に宣傳すること同時に察知運動を大衆化すること。

(3) 會議の否認と共に、無益階級の國際的提携團結の必要を宣傳する事、四地方的には統一同盟地方委員會水二水を大張り宣傳することと共に、全國的にも國際労働會議対策委員會がこの運動を起すこと。

(4) 二の周邊や地方的反全國的「中國團休及右翼團休に共同動作を提議し、彼等の指導下にある大衆に働きかけること。

「方法」

(1) 各地方に於ける評議會加盟組合は、統一同盟地方委員會の用意を要求し、この運動の地方的宣傳を統一同盟地方委員會になさしめること。